

資源物売却仕様書

1 目的

本仕様書は、リサイクルセンター（以下「甲」という。）から発生する資源物を売却し、買受者（以下「乙」という。）が適正に再資源化することを目的とする。

2 契約の種別

単価契約：1 kg あたり単価

品 名：リサイクルセンター資源物（可燃系資源物）

入札書に記載する契約単価は、小数点以下第2位までとする。また、資源物の品質の不良、その他契約の内容に適合しない状態があっても、甲は、その不適合責任を負わない。ただし、古布については別紙3特記事項による。

なお、契約書については甲指定のものとする。

3 契約期間

令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

4 搬出予定量

260,470kg

※令和7年1月～3月の搬出量実績であり、搬出量を保証するものではない。

5 契約保証金

670,000円

※令和7年1月～3月の搬出量実績に売却単価を乗じた額の0.5か月分（1万円未満切り捨て）

6 搬出場所

栃木県下野市下坪山1632番地 リサイクルセンター

※積み込み場所については、甲の指示に従うこと。

7 搬出時間

本契約における資源物の搬出時間帯は、原則として以下のとおりとする。

ただし、甲の指示がある場合はこの限りではない。

搬 出 日	搬 出 時 間 帯
(1) 月曜日～金曜日（ただし、祝日は除く。） (2) 第2・4土曜日	8：30～17：00まで

8 保険

- (1) 乙は、対人・対物事故発生時において適用可能な任意保険に加入すること。
- (2) 保険加入料等の一切の必要経費は乙の負担とする。
- (3) 対人事故に対する補償は無制限とし、対物事故に対する補償金額は指定しない。ただし、甲が有する施設(設備を含む)を損傷させた場合、その復旧に必要な金額を満足するものであること。
- (4) 事故発生時は、乙が加入する任意保険によって、その損害を補償することを可とするが、万が一保証金額を超過した場合や保険適用外の損害については、その補償は全て乙の負担とする。

9 搬出車両・重機

- (1) 乙の用意する搬出車両は以下の条件を満たすこと。
 - ①資源物を安全に積み込み・搬出できる車両。
 - ②甲の保有する施設の台貫にて計量可能な車両。
 - ③積載容量が4 m³以上でかつ、積載時最上部高さは3.8 m【積載時最上部から地面の高さ】以下である車両。
- (2) 積み込みに必要な重機は甲が用意したものを使用し、以下の重機とする。
・フォークリフトFB25 バケット式
- (3) 積み込みに必要な重機の燃料は、甲の負担とする。
- (4) 乙は、積み込み重機の使用について、以下のことを遵守すること。
 - ①故意、また過失により損傷した場合は、乙の負担により修理すること。
 - ②甲の所有する財物に損傷を与えた場合、乙の負担により修理すること。
 - ③場内作業の作業員と連携を図り、事故防止に努め、使用後は指定した運転日誌の記入をすること。
 - ④資源物の積み込み以外の作業では使用しないこと。
 - ⑤甲の指定した場所に保管すること。

10 積み込み及び搬出作業

- (1) 乙は、甲の指示に従い、甲の業務に支障のないように積み込み及び搬出を行うこと。
- (2) 資源物の積み込み作業は、乙が自ら行うこと。
- (3) 乙は、ストックヤードを常時受入れ可能な状態に保つよう搬出を行うこと。
- (4) 積み込みの際に散乱した資源物は、乙の責任において清掃・撤去を行うこと。
- (5) 乙は、積み込みを行った資源物が運搬中の周辺道路等に飛散・落下しないようにシート又はネットで覆う等の十分な対策を講じること。

11 売却数量の確定方法

- (1) 資源物の売却数量は、甲が指定する場所に設置された、計量法の規定に基づく特定計量器により計量を行ない、計量結果として発行された計量データの数量をもって確定する。
- (2) 計量は、資源物の積み込み前、及び積み込み後に行うこと。
- (3) 古布については別紙3特記事項による。

1 2 その他注意事項

- (1) 甲の所有する施設内は、ごみ収集車・廃棄物搬出車・自己搬入一般車等が常時通行しているため、資源物の積み込み及び搬出作業の実施にあたっては、事故等の防止に努めること。なお、万一事故等が発生した場合は甲に速やかに報告のうえ、乙の費用と責任において対処すること。
- (2) 資源物の積み込み及び搬出作業時は、甲の所有する施設内を損傷しないよう努めること。なお、万一当該施設を損傷した場合は甲に速やかに報告のうえ、乙の費用と責任において対処すること。
- (3) 乙は本契約に係る法令・条例（道路交通法・庁舎管理規程条例等）を遵守し、必要な届出及び手続き等を行うこと。
- (4) 資源物の再資源化施設で発生した廃棄物については、乙の責任において適正に処理すること。

1 3 提出書類

乙は、契約締結後契約期間開始日までに以下の書類等を甲に提出すること。

- (1) 搬出車両の運転者氏名・車検証（写）
- (2) 積み込み重機の運転技能講習修了書（写）
- (3) 任意保険加入証書（写）
- (4) 収集運搬から再資源化までの業者名、再資源化施設名及び所在地等を記載した再資源化フロー（任意様式）
- (5) 反社会的勢力ではないこと等に関する表明・誓約書（別紙1 誓約書）
- (6) その他、甲が提出を求めた書類

1 4 報告書の提出

- (1) 乙は、資源物の搬出量については、翌月5日までに、当月分の報告書を提出し、その確認を得ること。
- (2) 上記の他、甲の求めた調査・報告に協力すること。

1 5 保証金の納付

- (1) 乙は、契約保証金を落札日の翌日を第1日目とし、7日目（土・日・祝日を除く）の午後1時までに納付しなければならない。
- (2) 乙は、納付した保証金の領収書及び契約保証金提出書を落札日の翌日を第1日目とし、7日目（土・日・祝日を除く）の午後4時までに契約担当窓口に提出しなければならない。
- (3) 契約保証金を（1）の期日までに納付しない場合、落札は無効とし、甲は本契約の入札時に次点であった者と契約することができるものとする。次点者が契約しない場合は、さらにその次点の者と契約することができるものとする。また、この場合甲は、当初落札者に対して一切の損害賠償等の責を負わない。
- (4) 乙は、本案件に応札した段階で、上記（1）から（3）の事項を了承したものとみなす。

1 6 代金の納入

資源物の売却代金の納入については、1 1の方法により確定した売却数量に契約単価を乗じて得た額（1円未満切り捨て）を、甲が発行する納入通知書により納入すること。

また、甲は翌月10日までに納入通知書を発行し、乙は納入期限を厳守すること。

1 7 保証金の還付

- (1) 乙は、上記1 6により、契約最終月の売却代金納入が済んだ段階で、甲に対して契約保証金の還付請求をすることができる。
- (2) 乙は、契約保証金還付申請書、及び資源物代金納入済の領収書を契約担当窓口に提出すること。提出期限は1 6に示す納入期限の翌営業日午後3時までとする。
- (3) 甲は、上記(2)により還付請求を受けた際には、関係金融機関に代金納入確認を実施し、納入が確認された場合は、還付請求を拒むことはできない。
- (4) 契約保証金の還付日は、還付申請があった月の翌月15日とし、乙の指定する口座に還付するものとする。ただし、指定期日までに売却代金の納入がなされなかった場合、もしくは(2)の請求がなされなかった場合等はこの限りではない。
- (5) 上記1 6に示す代金の納入がなされない限り、いかなる理由があっても甲は契約保証金を還付しない。
- (6) 乙は、本案件に応札した段階で、上記(1)から(5)の事項を了承したものとみなす。

1 8 協議

本仕様書に定めのないものについては甲乙協議することが出来るが、軽微な事項については甲の指示によること。

1 9 搬出業務の委託

- (1) 乙は、本契約における積み込み作業及び再資源化施設までの運搬業務（以下、「搬出業務」という。）について、第三者に委託することができる。なお、第三者に委託する場合、その旨を甲が指定する様式（別紙2下請負通知書）にて、契約期間開始日までに甲に通知しなければならない。
- (2) 本仕様書8～10、12、13については、搬出業務を行う委託先にも適用されるものとする。

誓約書

令和 年 月 日

小山広域保健衛生組合
管理者 浅野 正富 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

私は、下記の事項について表明し誓約いたします。

なお、この誓約に虚偽があり、またはこの誓約に反した場合は、催告なしで契約を解除されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

記

- 1 私及び当社の役員、当社の使用人、当社の経営に事実上参加している者は、小山広域保健衛生組合暴力団排除条例（令和４年条例第１号）にいう暴力団及び、暴力団員等、または密接関係者ではありません。
- 2 私及び当社の役員、当社の使用人、当社の経営に事実上参加している者は、暴力団及び、暴力団員等、または密接関係者との契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団及び、暴力団員等、または密接関係者の不当介入に対して、貴組合や警察等の関係機関と協力の上、その排除の徹底を図ります。

下請負通知書

令和 年 月 日

小山広域保健衛生組合
管理者 浅野 正富 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり積込み作業及び再資源化施設までの運搬業務を部分下請させたので通知します。

記

- 1 契約名称：
(品名)
- 2 搬出場所：
- 3 契約単価： 円/kg
- 4 下請負人
住 所
商号又は名称
代表者氏名
- 5 下請負人の責任者氏名：

下請負人に関して、以下の書類を本書面に添付すること。

- ・搬出車両の運転者氏名・車検証(写)
- ・積込重機の運転技能講習修了証(写)
- ・任意保険加入証書(写)
- ・反社会的勢力ではないこと等に関する表明・誓約書（別紙1 誓約書）

可燃系資源物[古布]に関する特記事項

可燃系資源物売却に際し、令和2年4月9日に提出された「古布のリサイクル不能品および禁忌品の受入れに関する要望書」に基づき、古布について下記のとおり特記事項を定める。

記

1. 甲は、乙の要望があった場合、古布に限り、リサイクル不能品及び禁忌品（以下「リサイクル不能品等」という。）として排出量の2割以内を返却することを認める。
2. リサイクル不能品等の積込・運搬等に係る費用は乙の負担とする。
3. 甲は、可燃系資源物売却料請求に際し、古布については搬出量から返却量を除いた量をもとに売却料を請求する。なお、返却量については、仕様書11-（1）に準拠する。
4. 本特記事項については、甲乙協議の上変更することもある。

以 上